

令和6年度高等学校関係、教育施策の充実
等に関する意見交換書

回答

P T A組織の適正化および負担軽減について

1 埼玉県・埼玉県教育委員会からの「委員委嘱依頼」の削減について

標記「委員委嘱依頼」については、例年、県高P連会長および役員に対し、県高P連関連行事以上の回数の依頼があります。県高P連の役員の皆さまは、第一にお子様が所属する学校P T A会長として、第二に支部・県連の役員としてP T A行事に企画・運営・参加をしています。そのうえに、埼玉県からの委員委嘱に応じることは非常に厳しい状況です。

P T A役員の負担軽減は、単位P T A、支部、県高P連、関東地区高P連、全国高P連の各段階で検討し推進していますが、県および県教育委員会の委員委嘱についてははまだ改善されていません。オンライン会議等により合理化を図っていただいておりますが、会議時間は職場を離脱する必要があり、職場環境によっては結局自宅等で参加せざるを得ない状況で、負担軽減にはつながっていません。

P T A離れの一因には、共働き等を背景にした「負担感」があることは明確です。何卒、委員委嘱の削減をお願いいたします。

【生涯学習推進課】

県民をはじめ様々な関係団体の協力がなければ、円滑な教育行政を行うことはできません。とりわけ高等学校に関する取組においては、貴団体の長年にわたる経験や情報は大変有益となります。また、貴団体は、県内の高等学校P T Aを代表する団体であり、県の会議等において、貴団体からのご意見をいただくことは、県内高等学校P T Aの皆様からのご意見を反映することにつながる非常に重要な機会であると捉えております。そのため、県の多くの関係機関が貴団体に協力を求める機会が多くなっているものと推察されます。

しかしながら、御指摘のとおり、P T A離れの一因として「負担感」があげられることをよく耳にしております。保護者と教職員により構成されるP T Aは、家庭や学校における教育に関して相互に理解を深める団体であり、生徒の健全な成長を図る上で極めて重要な役割を果たしています。

本県でも、オンライン会議の導入やペーパーレス化による会議前の資料配付、書面開催などの工夫を凝らしながら、参加者の負担軽減に取り組んでいるところです。いただいたご意見については、内容を厳選した上で依頼ができるよう、関係課に働きかけて参ります。

2 公費・私費区分のガイドラインの策定について

標記「ガイドライン」については、他県でも明示されている例があり、県主導のもとP T A会計の適正化について一定の方針を示しています。学校単位P T Aの適正な運営に資するためには、まず公費負担のガイドラインが示されることが肝要で、そのうえで各P T A会計経費の適正について検討材料となる必要があります。

P T A役員が、例年苦慮して予算決算を作成しておりますが、昨今は特に会計業務の透明化・適正化が求められているところです。そのためには、まずは公費私費区分のガイドラインの明確化が必須ですので、標記ガイドラインの策定をお願いいたします。

【県立学校人事課】

埼玉県教育委員会では、県費外諸費（受益者負担の考え方に基づいて保護者等が負担する経費のうち、学校が保護者等から直接徴収するものと学校が物品を指定して購入を義務づけるもの）について適正な取扱いが行われるよう、「県費外諸費に係る事務処理の手引き」を策定しています。本手引きにおいて、県費と私費の違いや私費負担経費の例を示すとともに、保護者などの学校関係者で組織する団体の会計についても、県費外諸費と同様の配慮が求められる旨を記載しております。

高校教育全般について

1 施設設備への整備充実について

- (1) 体育館・部室・合宿所・食堂・自習室等の公費による空調設備の導入を推進してください。

【財務課】

近年の猛暑を踏まえると暑さ対策が課題となっていることは認識しております。高等学校については、令和6年度では、保護者が負担している高校普通教室の空調設置費及び維持管理費を公費で負担し、保護者負担の軽減を図ることとしたところです。

普通教室以外の空調設備については、必要な財源の見通しが立ち次第、公費負担に着手できるよう検討してまいります。

なお、夜間定時制の食堂の空調につきましても、令和3年度から大規模改修等に合わせて整備を進めております。令和6年度までに5校整備完了見込みです。また、体育館の空調につきましても、令和5年度から防災拠点校の体育館への整備を進めております。令和6年度に7校、令和7年度に17校整備完了予定です。

- (2) 空調設備に必要な経費については、一昨年9月県議会で諸井議員の質問に対し「県が負担すべきであるが、財政状況から保護者負担をお願いしている」と回答し、令和6年度から一部公費負担の改善がなされましたが十分とは言えない状況です。タブレット購入でも保護者負担は激増しています。早急に公費負担での空調施設運営を実現してください。

【財務課】

近年の猛暑を踏まえると暑さ対策が課題となっていることは認識しております。高等学校については、令和6年度では、保護者が負担している高校普通教室の空調設置費及び維持管理費を公費で負担し、保護者負担の軽減を図ることとしたところです。普通教室以外の空調設備については、必要な財源の見通しが立ち次第、公費負担に着手できるよう検討してまいります。

- (3) 合宿所が冷房未設置のため、校外合宿を余儀なくされ、保護者の負担を重くする一因となっています。早急に公費負担による冷房設備を設置し、教育環境を改善してください。

【財務課】

近年の猛暑を踏まえると暑さ対策が課題となっていることは認識しております。高等学校については、令和6年度では、保護者が負担している高校普通教室の空調設置費及び維持管理費を公費で負担し、保護者負担の軽減を図ることとしたところです。普通教室以外の空調設備については、必要な財源の見通しが立ち次第、公費負担に着手できるよう検討してまいります。

2 学校の安全管理・防犯対策について

不審者・変質者からの被害を未然防止、多発する自転車通学時の事故防止など生徒の安全確保のために、校内のセキュリティ機器の設置及び**学校周辺の街灯、防犯カメラの設置をお願いします。**

【保健体育課】

学校周辺の街灯及び防犯カメラの設置は各市町村の所掌になります。

県教育委員会としましては、引き続き各学校に対し不審者対策や交通安全等、生徒の安全教育を適切に行うよう指導してまいります。

3 「共生社会を支える特別支援教育推進事業」の充実

特別な支援を必要とする生徒の増加に伴い、支援体制推進のための予算増額をお願いします。

【高校教育指導課】

特別な支援を必要とする生徒を含め、高校における特別支援教育の推進を図るため、高校の拠点校26校に公認心理師などの専門家を派遣し、支援が必要な生徒への指導・支援や校内支援体制の整備を推進しています。

引き続き、各学校の実情を踏まえながら、障害のある児童生徒一人一人のニーズに応じた多様な学びの場の充実に努めてまいります。

4 教員不足の解消について

慢性的な教員不足の状況により、短期間とはいえ授業が展開できない状況が発生しています。

どの業界においても従来の方法では人材不足は解消できない状況であることから、規制の緩和や教職員の待遇改善も視野にいたした積極的な人材確保対策をお願いします。

【県立学校人事課】

「教員不足」による未配置・未補充は、あってはならないものであり、極めて重く受け止めております。

「教員不足」を解消するための手立てとしては、令和5年度から「産・育休代替教師の安定的確保のための加配」を実施しており、今年度からは対象を養護教諭にも拡大しております。

また、教員の未配置・未補充により、児童生徒がその教科を学べないなど未履修にならないように、臨時的任用教員が配置できるまでの間、緊急の措置として、非常勤講師を配置するなどの対応をしております。

引き続き「教員不足」を解消するための手立てとして、ペーパーティーチャーセミナーの開催などを通して、臨時的任用教員や非常勤講師の確保、配置に努めたいと考えております。

5 生徒1人1台端末導入に係る公費負担について

令和5年度入学生から学年進行で1人1台タブレット端末環境を目指すこととし、生徒の使用する端末は、保護者等の費用負担での用意することとなっております。

端末等の購入については、端末本体費用の他に初期設定費用、補償費用及び授業等で使用するソフトウェア費用が必要な場合もあり、他の入学準備に係る物品購入費と併せると年度当初の保護者負担金額については、高額な支出となっております。

このような状況において、全国23の自治体では「設置者負担」を原則としています。また、残り24の自治体においても、「保護者負担」が原則とはなっているものの購入支援金といった補助金を準備している自治体もあります。「端末導入に係る公費負担」について、県高等学校PTA連合会の総意として要望します。

【ICT教育推進課】

1人1台タブレット端末環境につきましては、国がGIGAスクール構想として全国的に進めているものであり、小中学校と同様、高等学校についても、国による更なる財源措置がなされるべきものと考えます。

高等学校における生徒1人1台端末の整備には多額の財源を要することから、県では、十分な財源措置について国に引き続き要望してまいります。

また、経済的理由によりタブレット端末の購入が困難な場合に備え、県では、貸出用のタブレット

を公費で整備しております。

加えて、端末の購入価格の低減を図るため、希望する学校が利用できる「学習者用端末注文サイト」を用意しています。

進路指導について

1 就職支援について

就職希望者の就業先を確保するために、より一層、企業への積極的な働きかけをお願いするとともに、埼玉県及び埼玉県教育委員会として、就業指導員配置事業の継続や拡大、就職面接会の充実等をお願いします。

【高校教育指導課】

現在、県内の就職環境は売り手市場であり、多くの事業所が高校生の採用に積極的であるため、企業への働きかけは実施しておりません。

一方、県教育委員会では、県立高等学校に就職支援教員を配置し、希望する学校には就職支援アドバイザーを派遣するなど、生徒一人ひとりの希望に沿った支援を行っております。

また、埼玉労働局や県内経済団体と連携し、就職面接会の充実に向けた取り組みも進めており、引き続き、高校生の就職支援の充実に努めてまいります。

2 進学支援について

厳しい経済状況に対応するため、進学希望者への資金援助等の支援をさらに講じる必要があります。早急な対策を講じていただきますようお願いします。

【高校教育指導課】

厳しい経済状況にある進学希望者への資金援助等の支援については、県の財政状況を鑑み厳しい状況にありますが、今後とも、県立高等学校に対し、国による高等教育の修学支援新制度や県の奨学金支援、各種団体の奨学制度の活用について、周知してまいります。

生徒指導について

1 教育相談体制の充実について

学校教育において、教育相談は生徒の健全育成のために欠くことのできないものになっています。教育相談体制を充実させることについて、特にいじめの根絶や中途退学防止、不登校への対応、非行防止につながり、さらには、命を大切に作る指導にもつながるものである。これらのことに鑑み、全校へのスクールカウンセラーの配置、養護教諭複数配置、教育相談室の設置等、教育相談体制の整備充実を目指した財政上の措置をお願いします。

【生徒指導課】

児童生徒への支援には、スクールカウンセラー等の専門職を学校が効果的に活用することで、教員の資質向上や各学校の教育相談体制の充実を図ることが重要であると捉えております。

スクールカウンセラーの配置については、令和5年度に全日制高校の配置を18校から30校に配置を拡充するとともに、定時制高校10校にも継続して配置しております。

なお、定時制高校については、10校を拠点に他の定時制高校に派遣できる体制となっており、配置校以外の全日制高校については、要請に基づいて教育事務所配置のスクールカウンセラーを派遣して支援する体制となっています。

また、令和4年度より、県立高校、特別支援学校（高等部）を対象として、スクールカウンセラー

によるオンラインツールを活用した相談を週5日行っています。

今後も引き続き、スクールカウンセラーの配置・活用方法の工夫などにより、学校の教育相談体制の一層の充実に努めてまいります。

養護教諭の複数配置につきましては、高校定数標準法により「収容定員が801人以上の学校」等と定められております。今後とも、法令に基づき、各学校の状況や各校長の意向を踏まえて配置してまいります。

2 バイク及び自転車の「安全対策」について

- (1) 自動二輪の事故は命にかかわる事故になりかねないことから、高校生の自動二輪車等の安全指導について、拡大・推進・継続をお願いします。

【保健体育課】

県では、自動二輪車等の運転免許を所持または取得を希望する高校生に対し、交通安全意識を啓発し、交通社会の一員となる自覚や資質向上を図り、必要な知識及び技能を習得させることを目的とした「高校生の自動二輪車等の交通安全講習会」を、令和元年度から実施しております。今年度も県警察本部、県交通安全協会、県二輪車普及安全協会等と連携し、県内8会場にて実施し、400名が参加しました。

今後も、高校生の自動二輪車等の乗車中の死亡事故0件を目指し、各関係機関と連携し安全指導の推進に取り組んでまいります。

- (2) 令和5年4月施行の改正道路交通法により、自転車ヘルメット着用が努力義務となりました。近年増加傾向である自転車事故への対策として、交通安全教育、防災教育の予算措置を講じ、ヘルメット着用の推進を含む安全教育を実施してください。

【保健体育課】

県では、令和4年4月に道路交通法の一部改正によるヘルメット着用の努力義務化を受け、自転車利用時の交通ルールの遵守やマナーの向上を図るための「高校生の自転車安全運転推進講習会」において、スケアード・ストレイト教育技法を実施するほか、講義においても県警察本部と連携しヘルメット着用の重要性と必要性について周知しております。

また、県警察本部と連携し、県内8校の高等学校で、スケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を、ヘルメット着用の重要性も含め実施しました。

県教育委員会といたしましても、令和5年度から県内高等学校に対し、「ヘルメット着用推進校」を委嘱し、県高等学校PTA連合会との連携の下、ヘルメット着用率向上に向けた啓発活動を推進しているところです。

今後も、高校生の自転車乗車中の死亡事故0件を目指し、県警察本部や県高等学校PTA連合会など各関係機関と連携し、高校生のヘルメット着用率向上に取り組んでまいります。

なお、現在の厳しい財政状況下において、交通安全教育、防災教育を含む安全教育実施のための、各校への予算措置は困難であると考えます。

【参考】

○スケアード・ストレイト教育技法

- ・英語で「脅かされて硬直した」という意味。怖い思いや、ヒヤッとする体験を通じて啓発効果を高める教育技法。具体的には、スタントマンによるリアルな交通事故再現という手法を取り入れたもの。

3 青少年の健全育成について

- (1) 青少年の健全育成、少年犯罪抑止の面から、学校、P T A、警察との連携を一層強化し、駅周辺等の補導システムの構築の継続をお願いします。また、変質者・不審者が増加していることから、定期的に学校周辺のパトロールなど生徒の安全確保、事故防止に向けての対策をお願いします。

【生徒指導課】

県教育委員会では、非行・問題行動の早期発見・早期対応、犯罪被害防止について、学校と警察署との連絡・連携を一層充実させることを目的として、学校と警察署との連絡及び相談に関して、さいたま市教育委員会及び県警察本部と「学校と警察署との連絡等に関する協定書」を締結しております。

また、この協定書に基づき、県内各地区の学校警察連絡協議会（学警連）の代表者が一堂に会し、青少年の健全育成に向けた各地区学警連の取組について情報交換等を行い、学校と警察署との効果的で具体的な連携の在り方について協議することを目的とした非行防止連携充実会議を開催しております。

- (2) 覚せい剤、危険ドラッグ等薬物の乱用、性非行の防止について、更に強力な対策をお願いします。

【保健体育課】

各公立学校では、児童生徒に薬物に対する正しい知識や乱用の恐ろしさ等について理解させ、薬物乱用をさせない資質や能力の育成を図ることを目的に、毎年度1回以上、薬物乱用防止教室を開催しています。

また、薬物乱用防止教室の充実を図るため、学校薬剤師、警察職員、保健所職員、薬物乱用防止指導員等の外部講師の協力を得たり、保護者や地域住民に参加を促すなど家庭や地域との連携に取り組んでいます。

さらに、薬物乱用防止を推進するためには、日頃の啓発及び児童生徒の自尊感情を高める指導が重要であるため、教員と外部指導者の指導力向上のための研修会を行っています。

そのほか、国や県の他部局から提供された学校向けの啓発資材を確実に配布し、最新の情報で効果的な薬物乱用防止教育に活用しています。

県教育委員会では、警察等の関係機関と連携し、県内公立学校において、ネットトラブルや薬物乱用、性非行等の防止を題材とした講演会等を実施する「非行防止教室」の開催を推進しております。

引き続き青少年の健全育成に向けて取り組んでまいります。

- (3) 子供たちを取り巻く社会環境の問題（ブログ・プロフ・掲示板等を通じたネットトラブルやいじめ、出会い系サイト、スマートフォンの普及に伴う個人情報の流出、有害情報の氾濫、酒類、タバコ等の違法販売等）への対策について関係機関等が一体となって取り組んでください。

特に、「ネットいじめ」の防止については、「ネットパトロール」や「ネットトラブル防止サミット」等の開催により大きな成果をあげており、今後も財政措置を講じて継続してください。

【生徒指導課】

県教育委員会では、国のいじめ防止等のための基本的な方針にあるネット上のいじめへの対応を参酌し、教員の指導力向上、サイト監視、児童生徒や保護者への啓発活動の観点から、SNS上の

いじめやトラブル防止の対策を実施しております。

教員の指導力向上のために、生徒指導ハンドブック I's2019 にネットいじめ対応の留意点を明記し、教員研修等の活用を推進するとともに、県内の公立学校の生徒指導主任対象の協議会等においても、ネットいじめ防止に関する内容を取り上げ、教職員の資質向上に取り組んでおります。

また、いじめを含むネット上のトラブルは大きな問題の一つであると認識しております。

県教育委員会では、県立学校191校（中学校1校、高等学校137校、特別支援学校53校）を対象に、問題のある書き込みの監視（ネットパトロール）を実施しております。問題のある書き込みが検出された場合、サイト監視業者からの情報提供をもとに、対象となる県立学校へ情報提供し、当該生徒への指導及び家庭と連携して見守りを行う等の対応につなげております。

加えて、ネットトラブルを防止するには、ネット利用を自らコントロールでき、家庭でネット利用について話し合うことのできる生徒の育成が不可欠であることから、学校で生徒会等が主体となるなどして、生徒が自らのインターネット利用を見直し、納得して守ることができるルールづくり活動を推進しております。

さらに、児童生徒や保護者への啓発活動は、ネットトラブル注意報（年12号発行）などの啓発資料を県立学校や市町村教育委員会に送付し活用を呼び掛けております。

今後とも、関係機関等が一体となり、SNS上のいじめやトラブルの防止に取り組んでまいります。

家庭教育について

1 家庭や地域の教育力向上の方策について

- (1) 親子の会話不足や関係の断絶、ネグレクト、引きこもり、不登校等、家庭内のさまざまな課題や問題等が増加傾向にあります。相談や支援の窓口となる関係機関の充実および周知をお願いします。

【生徒指導課】

児童生徒の悩みやその背景は多様化、複雑化しており、学校は校長のリーダーシップのもと、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが重要であると考えております。

そのため、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、学校の教育相談体制を整備しております。

今後も引き続き、相談や支援の窓口となる関係機関の充実により、不登校の未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

【こども安全課】

子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子どもからの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、子どもに関わる様々な悩みに関する相談を行っています。

また、いじめや虐待、体罰など子どもへの権利侵害について子どもや保護者などからの相談を受け、公平・中立かつ専門的な立場から子どもを救済する第三者機関として「埼玉県子どもの権利擁護委員会」を条例に基づき設置し、関係機関への調査や改善に向けた働きかけを行っています。

「子どもスマイルネット」及び「埼玉県子どもの権利擁護委員会」については、県広報紙やホームページ等への掲載のほか、学校を通じてカードを配布するなど周知に努めています。

また、家庭内の様々な課題や問題の背景には不適切な養育環境がある場合もあることから、児童相談所では教員やスクールソーシャルワーカー等と連携して相談に対応しています。

加えて、市町村要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員が参加し、市町村、教育委員会、学校

など関係機関との情報共有を図り、早期発見、早期対応に取り組んでいます。

さらに、児童相談所OB職員を市町村に派遣し、要保護児童対策地域協議会の運営等への助言を行うとともに、市町村の要保護児童対策地域協議会を調整する職員への研修を行い、市町村、学校等、関係機関との連携強化を支援しています。

このほかにも、様々な親子の悩みを気軽に相談してもらうため、SNSを活用した無料相談窓口「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」を設置しており、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」とともに県内のプロスポーツチームと試合会場で共同キャンペーンを行うといった活動で周知に取り組んでいます。

引き続き、教育委員会、学校など関係機関との連携を密にし、必要な支援に取り組んでまいります。

(2) 働き方改革の推進に伴い、地域の教育力の向上と連携は不可欠です。地域・家庭の教育力を高めるためにも、市町村や各種団体が実施している活動を一層推進するとともに、地域等とPTAとの積極的な協力体制を構築していただきますようお願いいたします。

- ・地域のクラブ等の様々な活動を推進し、子供たちがスポーツや文化活動にかかわり、大会等に参加できるような組織づくりを進めてください。

【スポーツ振興課】

総合型地域スポーツクラブ・プロスポーツチーム・地域スポーツクラブ・指定管理者・民間企業などと連携した中学校の休日の部活動地域移行の実証事業を通して、部活動では経験のできないような多種多様なスポーツが地域で展開できるよう支援してまいります。

【生涯学習推進課】

市町村や文化団体が主体となって開催する伝統芸能、音楽コンサート、美術展覧会など、誰でも簡単に楽しめ、参加できる事業を周知してまいります。

今後も、子供たちの文化活動への参加につながるよう、文化団体等と連携し、地域に根ざした文化振興に取り組んでまいります。

- ・家庭や地域における防火・防災等に対する安全対策の一層の推進と意識の啓発してください。

【危機管理課】

災害時においては、公助はもちろんですが、自助・共助も非常に重要です。そのため、県では、自助・共助の普及啓発の啓発・促進に取り組んでいます。

具体的には、「家具を固定する」、「3日分以上の水・食料を備蓄する」、「災害用伝言ダイヤルを体験する」という3つの自助などのイツモ防災の普及・啓発や防災学習センターにおけるコンテンツの充実、市町村等が実施する自助・共助の取組への支援などを通じて、家庭や地域における防災対策の推進と意識の啓発を進めてまいります。

【消防課】

少年消防クラブは、各消防本部（局）、市町村、小学校、中学校、高校又は町内会単位で、主に10歳以上18歳以下の少年少女が、防火・防災について学ぶことを目的に活動しており、地域防災力の強化のみならず将来の地域防災の担い手を育成する活動として期待されています。

県では、少年消防クラブ交流大会（全国大会）への参加クラブの推薦、優良少年消防クラブ及び優良少年消防クラブ指導者表彰の推薦事例の申請をとおして、少年消防クラブの活動の推進に努めています。

- ・交通事故防止・犯罪被害の防止に向けて、学校・家庭・地域の一層の連携を進めてください。

【保健体育課】

県内高校生の自転車乗用中の事故による死傷者数は減少傾向でありましたが、令和5年に微増に転じ、依然、高校1年生の入学当初の自転車事故件数は非常に多い状況です。

このような状況を踏まえ、平成31年度から、県警察本部と協力し、高校1年生を対象とした「自転車安全運転講習会」を、県警察本部が作成した資料を基に、年度当初にすべての県立高校で実施しております。

加えて、すべての県立高校と参加を希望する特別支援学校、市立高校及び私立高校の代表生徒が、スクアード・ストレイト教育技法や県警察本部等による講義等を受講する「自転車安全運転推進講習会」を県内3会場で開催しております。また、参加した県立高校生は、講習会で学んだ内容を自校で開催する交通安全教室において講師役となり、他の生徒に伝達する「伝達講習会」を実施しております。

犯罪被害の防止に向けては、県警察本部との連携により、県警察本部が入手した不審者情報の共有を行っています。県教育委員会では、県警察本部から連絡のあった不審者情報について、必要な情報をすべての県立学校にメール送信し、情報の共有と不審者に対するの注意喚起を促しています。状況によっては、県警察による学校周辺のパトロールの強化等を実施していただいております。

また、年度当初「学校安全の一層の推進について」を通知し、家庭・PTA、地域社会や関係機関等との連携を深めるなど、学校安全の確保に向けた対策の推進を図るよう通知しております。

各高校においては、教職員による学校周辺の危険個所の登下校指導、PTAや近隣住民等による見守り活動にご協力をいただいております。

引き続き、学校・家庭・地域が一体となった、交通事故防止・犯罪被害の防止に向けた取組を推進して参ります。

2 社会体験施設等の整備について

週休日や長期休業日等における生徒の望ましい体験の場として、社会教育施設の整備及び活用のための一層の条件整備を推進してください。

【文化財・博物館課】

県立博物館等では、現在、週休日や長期休業日等に高校生または高校生を含めた広く一般向けの様々な体験活動等を計画し、開催しております。

例えば、県立歴史と民俗の博物館では、藍染ハンカチ作り、まが玉づくりなど、ものづくり体験、県立さきたま史跡の博物館では、中高生のための博物館仕事体験「学芸員の仕事を体験しよう」、県立嵐山史跡の博物館では高校生ボランティア（子供向け事業補助、資料整理・展示補助）、県立自然の博物館では観察会、県立近代美術館では小・中・高・特別支援学校の児童生徒を対象にした公募展、館内での様々な体験プログラムを行うMOMASのとびら、県立文書館では古文書解読講習会等の活動を行っています。詳細は各県立博物館等にお問合せいただくかホームページ等で確認することができます。

今後も高校生や高校生を含めた多くの方々の体験の場が充実するよう努めてまいります。

【生涯学習推進課】

青少年の健全育成には体験活動が重要であり、体験の場の確保はもとより、学習の機会の充実に努めることが重要と認識しております。

県では、市町村立施設や知事部局所管の施設の整備状況に鑑みて、集団宿泊活動、自然体験活動等を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習活動の振興に資するための社会教育施設として、げんきプラザを整備しています。

利用に当たっては、「青少年又はその指導者を中心に構成される団体で活動計画を持つもの」としており、団体の活動の機会に配慮しています。県としては、県民の特に、青少年の健全育成のための活動の場や学習の機会が確保されるよう、引き続き努めて参ります。

定通教育について

1 30人学級の実現

今日の定時制では、不登校・中途退学の経験者や、外国籍の生徒数が年々増加しています。また、原級留置者が加わることにより、1学級の定員を超えて生徒が在籍している状況もある。このような実情に鑑み、1学級定員を30人以下として、加配を含む教職員定数の改善をお願いします。

【県立学校人事課】

県立高等学校の教職員定数については、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」によって定められており、教職員定数を改善するためには、法律が変わる必要があります。

そのため、あらゆる機会をとらえて、教職員定数の基準の見直しなど、国に要求を行ってまいります。

なお、県の予算のみで教職員を加配することは、厳しい財政上、困難であることを御理解いただきたいと存じます。

2 定時制生徒支援に関わる対応策の充実

「課題を抱える生徒の自立を支援する共助プラン」の更なる予算増額をお願いします。

中でも、スクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカーの配置増加を図るとともに、定時制専用の教育相談室の設置を推進してください。

また、就職支援アドバイザーの派遣、多文化共生推進事業、修学奨励費貸付事業の推進等、現行支援制度の更なる予算増額を図るとともに、就業体験推進事業に関しての更なる充実にも積極的に取り組んでください。

【生徒指導課】

様々な課題を抱える生徒の支援のため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて支援を行うスクールソーシャルワーカーの役割は、極めて重要であると認識しております。

現在、県立定時制高校については、スクールカウンセラーを10校に、スクールソーシャルワーカーを8校に拠点校として配置するとともに、拠点校以外の全校においても拠点校に要請することでスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用できる体制を整えております。

今後も引き続き、これら専門職員の資質能力の向上を図るとともに、効果的な配置等を検討し、学校の教育相談体制の整備充実に努めてまいります。

【高校教育指導課】

県教育委員会では、「課題を抱える生徒のための学習プラン」として、学習サポーターや多文化共生推進員を配置し、定時制のみならず全日制も含めて、基礎学力や言語に課題を抱える生徒の支援を行っております。

また、就職支援アドバイザーの配置や修学奨励事業等においても、定時制高校に通う生徒の支援を行っております。

さらに、就業体験推進校を募集し、希望するすべての学校に対し、就業体験推進に関する支援を行っております。

厳しい財政状況の中では、予算増額については困難でございますが、引き続き、支援の充実を図ってまいります。

意見交換書の回答について

要望について「PTA組織の適正化および負担軽減について」から「各種会議等要請について」まで記載いたしました。県教育局等の皆様からご指導ご鞭撻していただき、意見交換を行いたいと存じます。

意見交換書の回答：令和7年1月17日（金）